

鎌倉市発注工事の請負人に適用する工事履行保証等取扱基準

この取扱基準は、鎌倉市が発注する請負工事の契約締結に当たり、鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号。以下「規則」という。）に規定された事項の適正かつ円滑な運用を図るため、次の事項を定めるものとする。

第1条 規則第38条第1項に規定する1件300万円以上の工事の額は、設計金額（消費税額及び地方消費税額を含めた額）とする。

第2条 規則第38条第1項に規定する額に満たない工事（1件300万円（消費税額及び地方消費税額を含めた設計金額）未満の工事）については、無保証とする。

ただし、規則第5条第3号の規定に該当しない場合には、免除（無保証）としな
いで金銭的保証を求める工事とする。

第3条 規則第39条第1項に規定する公共工事履行保証証券による保証を付す工事は、次に掲げるものとする。

(1) 再発注手続きに多大の困難を伴うような工事又は期限が限られた工事

ア 議会の議決に付すべき契約にかかるもの

イ 当該施設の設置（開設）期日が、公的に定められたスケジュール等により、変更できないもの

<例示：オリンピック施設・国体施設等>

第4条 規則第38条及び第39条に規定する工事履行保証の有無については、公告・公表及び入札通知により明示することとする。

付 則

この取扱基準は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この取扱基準は、平成21年1月1日から施行する。